

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行う独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。（第一条関係）

二 名称等

独立行政法人の名称は次に定めるとおりとし、それぞれに定める都府県に主たる事務所を置くこと。

（第二条関係）

- 1 独立行政法人国立がん研究センター 東京都
- 2 独立行政法人国立循環器病研究センター 大阪府
- 3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 東京都
- 4 独立行政法人国立国際医療研究センター 東京都

5 独立行政法人国立成育医療研究センター 東京都

6 独立行政法人国立長寿医療研究センター 愛知県

三 国立高度専門医療研究センターの目的

1 独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。（第三条第一項関係）

2 独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。（第三条第二項関係）

3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。（第三条第三項関係）

4 独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症等」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症等に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。（第三条

条第四項関係）

5 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。（第三条第五項関係）

6 独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴つて生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であつて高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。（第三条第六項関係）

四 資本金

二の1から6までに定める独立行政法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の資本金について所要の規定を設けること。（第四条関係）

第二 役員及び職員

一 役員

1 各国立高度専門医療研究センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこと。

（第五条第一項関係）

2 各国立高度専門医療研究センターに、役員として、それぞれ次に定める人数以内の理事を置くこと。

（第五条第二項関係）

- (1) 国立がん研究センター 五人
- (2) 国立循環器病研究センター 三人
- (3) 国立精神・神経医療研究センター 四人
- (4) 国立国際医療研究センター 六人
- (5) 国立成育医療研究センター 三人

(6) 国立長寿医療研究センター 三人

二 役員の任期

役員の任期は、二年とすること。(第七条関係)

三 その他

役員の職務及び権限、役員の欠格条項の特例その他所要の規定を設けるものとする。

第三 業務等

一 業務の範囲

1 国立がん研究センターは、第一の三の1の目的を達成するため、次の業務を行うこと。(第十三条

関係)

(1) がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

(2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

(3) がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

(4) (1)から(3)までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立循環器病研究センターは、第一の三の二の目的を達成するため、次の業務を行うこと。(第十

四条関係)

- (1) 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 国立精神・神経医療研究センターは、第一の三の三の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(第十五条関係)

- (1) 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。

- (4) 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 国立国際医療研究センターは、第一の三の4の目的を達成するため、次の業務を行うこと。(第十

六条関係)

- (1) 感染症等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- (4) 感染症等に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (6) 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- (7) (1)から(6)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5 国立成育医療研究センターは、第一の三の五の目的を達成するため、次の業務を行うこと。(第十

七条関係)

- (1) 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

6 国立長寿医療研究センターは、第一の三の六の目的を達成するため、次の業務を行うこと。(第十

八条関係)

- (1) 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- (2) 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (3) (2)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (4) 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7 各国立高度専門医療研究センターは、それぞれ1から6までに規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができるものとする。 (第十九条関係)

二 積立金の処分

国立高度専門医療研究センターの積立金の処分について所要の規定を設けるものとする。 (第二

十 条 関 係)

三 長期借入金及び債券

1 国立高度専門医療研究センターは、施設の設置等に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立高度専門医療研究センターの名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができること。 (第二十一条第一項及び第二項関係)

- 2 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、国立高度専門医療研究センターの長期借入金又は債券に係る債務について保証することができること。（第二十二条関係）
- 3 国立高度専門医療研究センターの長期借入金及び債券の償還計画その他所要の規定を設けるものとする。

第四 雑則

一 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第三の一に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができるものとする。（第二十四条関係）

二 その他

医療法その他の法令について国立高度専門医療研究センターを国とみなして準用することその他所要の規定を設けるものとする。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第二十八条及び第二十九条関係)

第六 附則

一 この法律は、一部を除き平成二十二年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 国立高度専門医療研究センターは、この法律の施行の時に成立するものとする。 (附則第二条関係)

三 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする等の経過措置を設けるものとする。 (附則第三条から第七条まで関係)

四 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関する権利及び義務は、一定のものを除き、国立高度専門医療研究センターが承継するものとし、承継される一定の資産の価額から承継される一定の負債の価額等

を差し引いた額は、政府から国立高度専門医療研究センターに出資されたものとする。 (附則第八
条関係)

五 国立高度専門医療センター特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、国立高度専門医療研究センターが行うものとする。 (附則第十條
関係)

六 厚生労働省設置法その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

七 その他所要の経過措置等を規定すること。